

# 一般社団法人三重県建築士会 役員の報酬等及び費用に関する規程

平成 26 年 2 月 19 日理事会承認

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人三重県建築士会（以下「本会」という。）定款第 29 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とし、週 3 日以上本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、賞与その他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 89 条に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。

## (報酬の支給)

第 3 条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、事務局長を兼務する常勤役員に対しては、職員給与規程に基づき支給することとし、役員報酬は支給しない。

- 2 非常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 3 常勤役員の報酬は、常勤役員が選任された時に改めて定める。

## (費用の支払い)

第 4 条 本会は、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、その実費を請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

- 2 旅費、宿泊費等については、別に定める。

## (公表)

第 5 条 本会は、この規程をもって役員の報酬等の支給の基準を記載した書類として公表するものとする。

## (改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会に諮り総会の決議を経て行う。

## (補足)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 この規程は、平成 26 年 5 月 31 日から施行する。